

# 意識調査を通して見た日本の子どものための養子縁組\*

## その1：当事者と非当事者の比較

桐野由美子\*\*

### I. はじめに

今回の調査の目的は、第一に、人々のどの様な考え方を今後強めれば児童福祉の一環としての養子縁組を日本で促進させることができるかをみることであった。そのため、養子縁組当事者（産みの親、養子、養親）にどの程度共感するか、また、血縁重視社会の中での養子縁組についてどうとらえているかを探った。

第二の目的は、一般に、どの程度のオープン度が養子縁組で望まれているか、つまり、養親、産みの親、そして養子間のつながりがどの様であればよいと思われているかをみることであった。なんらかの形で産みの親とのコミュニケーションを維持するオープンアダプションは今、欧米諸国では広まっており、産みの親と養親それぞれがオープン・セミオープン・クローズドの3つの養子縁組タイプを選択できるようになっている。日本でも現在、子どものニーズと同時に産みの親のニーズも重要視するセミオープンアダプションを実践している機関があり、著しい業績をあげていることも考慮して、今回の調査では養子縁組当事者（産みの親と養親）と非当事者の比較をこころみた。

子どもにとって自分のものといえる一つの家庭に恒久的に属することが一番よいという概念は世界的に認められている（子どもの権利条約前文1989）。何らかの理由で産みの親と暮らせない、または産みの親のもとに戻るのがどうしても不可能な子どもにとって、養親家庭が自分の恒久的家庭

となる。この種の、子どもの最善の利益のための養子縁組は、家のためや跡継ぎをつくる目的の養子縁組と比べて、日本では、はるかに少ない。1993年度的全養子縁組届出件数が81,762件であったのに対し、未成年者普通養子縁組（届出件数1146件）と特別養子縁組（認容件数460件）を合計しても、養子縁組総数の2%を割るものであった（寺戸 1995）。また、その後も特別養子縁組認容件数は増えず、最近では毎年400件台にとどまっている（澤田 1997）。

子どもの最善の利益のために1989年に特別養子縁組制度が成立されたのにもかかわらず、日本の子どものための養子縁組はなぜ停滞状態にあるのだろうか。子どものための養子縁組を日本でさらに発展させるにはどうしたらよいのだろうか。一般の人たち、ならびに児童福祉専門職の人たちは養子縁組を今どうとらえているのだろうか、つまり、血縁関係のない子どもを迎えることは日本では増えないのか。また、産みの親、養子、養親についてどう思っているのか。これらを把握するのが本研究調査の第一課題である。

第二に、養子縁組の当事者、つまり、産みの親、子ども、養親の、それぞれの福祉を重視した縁組プロセスが、これからの養子縁組にとって重要な課題となる。子どもは愛情と安定性がほしい。産みの親は、子どもを愛しているが自分で育てられないので誰かに、自分が子どもに与えられないものを与えてほしい。養親は、自らの愛情を注いで子どもを育てたい。この3者のニーズすべてをかなえるのが養子縁組本来の姿である。これらすべてをかんがみて、養親と産みの親が、それぞれの

\*キーワード：養子縁組・オープンアダプション・組織相関理論

\*\*関西学院大学大学院社会学研究科博士課程後期課程  
聖母女学院短期大学専任講師